

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇五六

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

別表第一保健医療部の項の次に次のように加える。

保健医療政策課	
医師（公益的法人等（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二條第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）に派遣される者に限る。）	二・五
作業療法士（公益的法人等に派遣される者に限る。）	二

別表第一障害者支援課の項中「（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）第二條第一項各号に規定する団体をいう。以下この表において同じ。）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一保健医療政策課の項及び同表障害者支援課の項の規定は、令和三年四月一日から適用する。